

農福連携助成金

概要

「北海道農福連携技術支援者派遣事業」を利用して、農福連携技術支援者から農福連携の取組に関して指導・助言を受け、市内の就労継続支援事業所に農作業を委託し、旭川市が行う「農福連携の継続的な取組のための課題抽出・課題解決への検討」に協力してくれる農業者の方に農作業委託料の一部を助成します。

対象者

- ・市内で営農かつ住所又は事務所を有する農業者
- ・北海道農福連携派遣事業を利用した方
- ・本市が行う農福連携の課題抽出・課題解決の検討に協力してくれる方

対象事業／対象経費

市内の就労継続支援事業所への農作業委託料

補助率（上限など）

助成対象経費（税抜）の3分の1以内で、同一の助成対象者への年度内の上限は10万円

その他

詳しくはHPをご覧ください。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/504/d079585.html>)